

西川町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(令和2年9月)

新	旧
<p>第2条 前条に規定する手数料の種類及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 個人番号カード再交付 1件につき 800円</u></p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 前条に規定する手数料の種類及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に関するもの</u></p> <p><u>ア 個人番号通知カード再交付 1件につき 500円</u></p> <p><u>イ 個人番号カード再交付 1件につき 800円</u></p> <p>(9)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第1条関係)

西川町総合交流促進センター条例

(令和2年9月)

新	旧
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、総合交流促進センターの管理を行うものとする。</p> <p><u>(1) 休館日は、12月31日及び1月1日とすること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて総合交流促進センターの<u>開館時間を短縮し、又は休館すること</u>ができる。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、総合交流促進センターの管理を行うものとする。</p> <p><u>(1) 無休とすること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて総合交流促進センターを<u>休館すること</u>ができる。</p>

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

西川町水沢温泉館条例

(令和2年9月)

新	旧
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、温泉館の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 温泉館の開館時間は、午前6時から午後9時までとすること。 _ _____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>温泉館の開館時間を短縮し、若しくは延長し、又は開館し、若しくは休館することができる。</u></p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、温泉館の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 温泉館の開館時間は、午前6時から午後9時までとすること。<u>ただし、11月1日から翌年の3月31日までの日においては、午前8時から午後8時までとすることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>臨時に温泉館を開館し、又は休館することができる。</u></p>

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

西川町大井沢温泉館条例

(令和2年9月)

新	旧
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、温泉館の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 温泉館の開館時間は、午前6時から午後9時までとすること。 _____</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>温泉館の開館時間を短縮し、若しくは延長し、又は開館し、若しくは休館することができる。</u></p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、温泉館の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 温泉館の開館時間は、午前6時から午後9時までとすること。<u>ただし、11月1日から翌年の3月31日までの日にあつては、午前10時から午後7時までとすることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>臨時に温泉館を開館し、又は休館することができる。</u></p>